

費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひふみ会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、次のとおりとする。

- ① 川口市に居住する役員 3,000円
- ② 川口市以外で埼玉県内に居住する役員 3,000円
- ③ 上記以外の役員 5,000円

3 報酬を受ける役員及び職員と兼務する役員には費用弁償を支給しない。

4 理事と評議員を兼務する場合および役員が一日に複数の業務に従事する場合でも費用弁償を重複して支給しない。

(改 正)

第3条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。